## 第15回 福岡市個人情報保護審議会 個人情報保護制度部会 議事録

日時	令和4年11月16日(水) 10:00~11:15
場所	福岡市役所15階 1503会議室
出席者	<b>委員</b> (五十音順、敬称略) 五十川 直行 永星 浩一 北坂 尚洋 作間 功
	山下 亜紀子 福岡市 総務企画局行政部情報公開室
	情報公開室長    吉野 靖啓
	個人情報保護係長 禅院 義隆
	個人情報保護係員 川﨑 翔太
	個人情報保護係員 二宮 新吾
議題	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

## 開会

## 議題 個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について

(部会長) 本日は、前回に引き続き、答申案の審議を行う。

まず、答申案の修正箇所について、説明をお願いする。

(福岡市) 資料(見え消し)に沿って説明。

(部会長) 今の説明について、何か質問や意見等はないか。

1頁の5段落2行目に「適切に」とあるが、「適正に」とした方がよいのではないか。

(福岡市) 修正する。

(部会長) 同頁の4段落1~2行目に「「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応」について諮問」とあるが、諮問書の表題に合わせて、「「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について」の諮問」とした方がよいのではないか。

(部会長) 2頁の3段落4行目の「①条例で」の前に「改正法において、」を、次行の「②」 の後に、「改正法の特例として」を加えた方がよいのではないか。

(福岡市) 修正する。

(部会長) 4頁の囲み書きに「行政機関等匿名加工情報の手数料については」とあるが、 同頁の表題に合わせて「行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料につ いては」とした方がよいのではないか。

(福岡市) 修正する。

(委員) 3頁の5段落3行目に「費用を徴収すべきである」とあるが、同段落2行目からの文章のつながりが分かりにくい印象であるため、より適切な表現はないだろうか。

(福岡市) 2行目の「現行条例の取扱いと同様に、」を「現行条例の取扱いと同様にすべきであり、」とした上で、「費用を徴収すべきである」は、同頁の囲み書きの表現に合わせて「費用を徴収できるよう規定を置くべきである」に修正する。

(部会長) 18頁の5段落1・2行目に「法」とあるが、「改正法」とした方がよいのではないか。

(福岡市) 修正する。

(委員) 4頁の2段落1行目に「政令」とあるが、正式名称にした方がよいのではない

か。

(福岡市) 修正する。

(委員) 12頁の条文の比較表において、フォントをゴシックとしている箇所があるが、

下線のみで対応関係は分かるため、ゴシックにする必要まではないのではないか。

(福岡市) 修正する。

(部会長) 他に質問等はないか。

(委員) なし。

(部会長) 特になければ、本日の審議をふまえ、所要の修正を加えたうえで、当審議会の

答申とすることでよいか。

(委員) 異議なし。

(部会長) それでは、「個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対

応について」の審議は、本日をもって終了とする。

## 議事終了 閉会